

# 郡山市介護予防ボランティア活動実施要綱

平成20年 7月29日制定

平成21年 5月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正

平成25年 4月 1日一部改正

平成27年 3月30日一部改正

平成31年 3月31日一部改正

令和元年 9月 6日一部改正

【保健福祉部地域包括ケア推進課】

## (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第2号の規定に基づき実施する介護予防事業に係る介護予防ボランティア（以下「ボランティア」という。）の活動の実施について必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要綱において「ボランティア」とは、市が実施する介護予防事業に自発的に支援及び協力しようとする者で市又は県が実施する介護予防に関するボランティア育成研修を修了し、第4条に規定する登録証の交付を受けたものをいう。

## (活動内容)

第3条 ボランティアの活動内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 市が実施する介護予防事業における参加者に対する声かけ、見守り及び補助
- (2) 介護予防事業を実施する施設における参加者の誘導及び案内
- (3) 実施会場における設営準備及び片付け
- (4) 介護予防事業における参加者の身体状況等に関する情報伝達
- (5) 参加者との交流及び支援の継続

## (登録方法)

第4条 ボランティアの登録を希望する者は、受講した研修の修了証の写しを添えて郡山市介護予防ボランティア登録申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、本市が実施したボランティア育成研修を修了した者については、修了証の写しを提出することを要さない。

2 市長は、前項に規定する登録申請があった者のうち、適格と認めた者に郡山市介護予防ボランティア登録証（第2号様式）を交付するものとする。

## (辞退及び取消)

第5条 ボランティアは、自己の都合によりボランティアを辞退しようとするときは、介護予防ボランティア辞退届（第3号様式）を市長に提出し、登録証を返還しなければならない。

2 市長は、ボランティアの活動が介護予防事業の運営上不適格であるときは、登録を取り消すことができる。

## (遵守事項)

第6条 ボランティアは、この要綱を遵守するとともに、介護予防事業を管理運営する職員の指

示に従わなければならない。

- 2 ボランティアは、本活動によって知り得た情報を漏らしてはならない。ボランティアの活動を退いた後も、同様とする。

(ボランティアの活動に関する損害保険)

第7条 ボランティア活動時の事故等に係る補償については、郡山市まちづくり活動保険で対応するものとする。

(報酬及び実費負担)

第8条 ボランティアの活動は、無報酬とする。

- 2 ボランティアの活動に要する交通費その他実費は、自己負担によるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の様式の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

第1号様式（第4条関係）

### 郡山市介護予防ボランティア登録申請書

（新規・変更・更新）

年 月 日

郡山市長

登録番号 ※市にて登録時記載

申込者 氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号 (自宅) \_\_\_\_\_ (携帯) \_\_\_\_\_

F A X \_\_\_\_\_

ボランティアとして活動したいので、以下のとおり申請します。なお、認定されたときは、「郡山市介護予防ボランティア活動実施要綱」を遵守し、職員の指示に従ってボランティア活動を行います。

活 動 希 望 曜 日						活 動 希 望 時 間		
*活動希望順位毎に○印をつけてください。						*希望する時間帯に○印をつけてください。		
希望順位	月	火	水	木	金	午前のみ (9時～12時)	午後のみ (13時～16時)	午前及び午後 (9時～12時、13時～16時)
第一希望								
第二希望								
第三希望								
*活動希望日及び活動希望時間について、特記したいことがあれば記入してください。								
活動希望会場 (複数可) ※希望する会場に○印をつけてください。	旧市内 ・ 安積 ・ 三穂田 ・ 逢瀬 ・ 片平 ・ 喜久田 日和田 ・ 富久山 ・ 湖南 ・ 熱海 ・ 田村 ・ 西田 ・ 中田							
志願動機 (新規申込者のみ)								
修了研修名 (実施主体)	( 市 ・ 県 )							
ボランティア 活動経験	有 ・ 無	(有の場合) 内容、期間						

郡山市介護予防ボランティア登録証

(表)

第	号	
<b>郡山市介護予防ボランティア 登録証</b>		
氏 名		
上記の者は、郡山市において介護予防ボランティアとして登録されたものであることを証明する。		
年	月	日
郡 山 市 長		印

(裏)

<b>注 意</b>
1 この登録証は、ボランティアとして活動する際に必ず携帯すること。
2 この登録証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。
3 この登録証を紛失したときは、その旨を速やかに届けなければならない。
4 この登録証は、ボランティアを辞退したとき又は記載事項に変更があったときは、返還しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦60ミリメートル×横88ミリメートルとする。

郡山市介護予防ボランティア 辞退届

年 月 日

郡山市長

申請者氏名 \_\_\_\_\_

ボランティアを辞退したいので、以下のとおり届け出ます。

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

電話番号（自宅） \_\_\_\_\_ （携帯） \_\_\_\_\_